

# 第20回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第20回定例会 令和6年11月28日

開会 13時30分 閉会 16時00分

出席委員 (22名)	会長	依田 繁二	会長代理	船田 寿夫
	1	小野澤 文利	14	柳澤 大作
	2	笹平 民男	15	上原 真由美
	3	檜原 龍太郎	17	武舎 和久
	5	小野 高男	18	山田 貴司
	6	杉田 修司	推進	上原 敦夫
	7	小宮山 信幸	推進	五十嵐 秀人
	8	保科 正行	推進	伊藤 茂
	11	田口 千秋	推進	白石 文生
	12	比田井 尚良	推進	大塚 和信
	13	田中 章		

欠席委員	10 井出 藤男	16 北沢 秀則
------	----------	----------

議事録署名委員	8 保科 正行	11 田口 千秋
---------	---------	----------

出席職員 (7名)	農業委員会事務局		
	事務局長	重田 雄一	
	事務局次長	小林 誠司	
	事務局	佐藤 一弥	
	事務局	黒澤 しほ	
	事務局	鈴木 優	
	事務局	堀 涼佳	
	事務局	小林 千恵美	

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

事務局

ご連絡をさせていただきます。井出委員と北沢委員ですが、ご家族から連絡がありまして、お二人とも今、入院しています。退院がいつかというお話は聞いていません。今回の案件については、委員からの説明が出来ませんが、次回、案件があるようなら、柰津と北御牧の委員さんで分けてもらうような手だてをするかもしれませんが、その時は相談させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは第20回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。開会を会長代理からお願いします。

船田代理

早いもので、今年もあと1ヶ月あまりとなりました。年末も近づいてくる中、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、大変ご苦勞様です。ただいまより、第20回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。続きまして、会長から挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきましても会長からお願いします。

会長

皆さん、こんにちは。11月の会議内容をご報告させていただきます。5日にまちづくり審議会がありました。8日には上小農業委員会協議会合同研修会があり、出席された方は勉強になったと思いますが、代表で参加させていただきました。13日は、農業振興審議会が開催され、東御市の第3次農業振興計画の素々案が呈されました。皆さんに封筒でお配りしましたが、意見、要望等が100件程あったようです。素案の中に織り込んで、皆さんにまたご報告させていただきます。5年後、10年後の第1次産業の農業が維持されることを願いつつ、5地区の地域計画を開催していますが、昨日、北御牧地区が終わり、あと、和地区を残すだけとなりました。計画案の色塗りをしていただき、1月下旬頃にはまたご報告があるかと思います。ぜひ、皆さんのご協力をいただき、現実に行えるようもうひと踏ん張りして、知恵をいただきますようお願いいたします。

以上ですが、早速、審議に入りたいと思います。本日の議事録署名は、8番の保科委員と11番の田口委員にお願いします。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は5件の議案があります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが○○に在住のため、管理が出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、ジャガイモを栽培予定です。譲受人は申請地を管理しており、正式に譲り受け耕作をしていく予定です。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-2 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○です。譲渡人は随意契約により入札したため、譲り渡すものです。譲受人は、隣接農地と一体として耕作するため、譲り受けるものです。隣接農地では、譲受人がクルミを栽培しており、申請地でもクルミを栽培する予定です。譲受人農地と隣接しており問題ないと判断しました。

3-3 ○○番他○○筆、図面は3ページをご覧ください。○○から○○にある農地です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲渡人は○○に在住のため、管理が出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、移住を機に本格的に農業を始めてみたいと思い譲り受けるものです。申請地では、米、ジャガイモを栽培予定です。経営面積は○○平方メートルですが、今まで管理してきた人から教わり、一緒に耕作をしていく予定です。譲受人自宅から近いので、問題ないと判断しました。

3-4 ○○番、図面は4ページをご覧ください。○○から○○にある農地です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲渡人は○○に在住のため、管理が出来ないので譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。譲渡人は、現在○○暮らしであり、農業の後継者がいないとのことで、後継者のいる○○に譲り渡したいとのことです。申請地では、水稻を栽培します。自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-5 ○○番、図面は5ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが農業の後継者がいないため、譲り渡すものです。譲受人は申請地で、すでに耕作をしており正式に譲り渡すものです。申請地では、水稻を栽培しています。譲受人農地と隣接しており問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。番号1の案件につきまして、笹平委員よ

り説明をお願いします。

笹平委員                    ○○は、こちらで○○暮らしをしていましたが、子供が○○にいまして、今は○○に住んでいます。実家では、大きな農地と家がありますが、管理が出来ないので○○が○○も前から、農地を借りていました。借りていたところを、譲り受けるという話です。家は売却する予定です。よろしくお願いします。

議長（会長）                ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員                    譲り受ける方の年齢が○○歳です。この方の後継者なり跡継ぎはいるのでしょうか。

笹平委員                    跡取りはいます。工場をやって、田んぼも畑も広い面積を持っています。

議長（会長）                五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員                    はい。ありがとうございます。

議長（会長）                他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。それでは番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）                ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員                    地図は2ページになります。○○より○○の場所です。ここは傾斜地で、現状は荒れ地の状態になっております。譲受人の○○は、この該当地のすぐ上でクルミ畑をやっています。ここを買い取って引き続きクルミ畑として活用したいということになっています。この場所は道もなく、他に活用ができないので、隣接の方に活用してもらうのが一番よろしいのではないかと思います。

議長（会長）                ありがとうございます。○○が販売するということですので、皆様のご審議をいただきたいと思いますが、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

白石委員                    ○○ということでどういう土地なのでしょう。

議長（会長）              ○○が放出する土地ですが、事務局お願いします。

事務局                      この農地ですが、もともと○○が所有してしまして、国有農地という扱いでしたが、所管替えて○○に変更になりました。○○が所有している農地として、入札をかけたんですが誰も入札する方がいなくて、今回、随意契約により譲受人の方が入札したいとのことで、譲り渡すようになりました。

議長（会長）              ただいまの説明でよろしいですか。

白石委員                    はい。ありがとうございました。

議長（会長）              他にご質問ありませんか。

五十嵐委員                 国が持っている土地は、草刈は誰がやっているのですか。

議長（会長）              維持管理を通常は誰がやっているかということですね。

事務局                      基本、国から県、県から市町村へ、国有農地の管理をするように依頼がくるので、その依頼が来た時に、我々が国有農地の草刈等をして、その時にかかった費用を県に請求して、県が国に請求するというような流れになっています。

議長（会長）              よろしいですか。

五十嵐委員                 こういう土地は結構あるのですか。

事務局                      国有農地と言われている財務省、農林水産省、国交省の土地が意外とあって、市内にも点在しているのは事実です。その管理については、先ほどの説明のとおり、本来国がやらなければいけないのですが、日常的に使っている方もいらっしゃるんで、借りている方は、その国有農地を借り受けて耕作をしている方と、また道として使っているという方は、それぞれ使っている方と契約をして管理している土地もあります。誰も使っていない土地については、草刈、管理をして欲しいということ、国から県、県から市にきまして、市は草刈の発注をして綺麗にして、そ

の分の費用を請求するという一方で、管理をしている状況になります。

議長（会長）            今の説明でよろしいでしょうか。

五十嵐委員              はい。

笹平委員                荒廃地にするより市に寄付したいという人が出てきています。畑は借り手もいなくて、もらってももらえない。市に寄付したいというのはどのように受け止めたらいいのですか。

事務局                  おっしゃるとおりもう耕作出来ないからこの土地を市でもらって欲しいという相談は幾つもいただきます。基本的にその相談を受けた場合については、近くで耕作する方を探しますので、仲介する農業農村支援センターでその役割を担っていると思っています。市の方で例えばいらないから農地を受けるといいうことになるので、当然、市の方でも、全部耕作や常時従事ということで、どなたかがそこで何を耕作しなければいけないという話になってきます。市の方でずっとそこを耕作し続けるということは現実的ではないものですから、基本的にはお断りをしています。ただし、全くという訳ではありませんが、そこが何かの事業で使う用途がある可能性があれば、例えば道を広げるとか、施設の隣で活用する見込みがあるところは、場合によっては受けられる可能性はありますが、基本的には、個人の農地は市の方ではもらい受けないということになりますので、お近くの耕作者を我々は一生懸命探しますので、そちらでご案内したいと思っています。そのために、どなたに、どなたの耕作者にお渡しすればいいかというところを、今、地域計画の中で、皆さんに一生懸命に色塗りをしてもらっていますので、そういった方と合わせてやっていきたいと思っていますところなんです。

議長（会長）            笹平委員、よろしいですか。

笹平委員                はい。

事務局                  昨年にできた国庫帰属制度という制度ですが、相続したけれど、この土地をどうすることもできないから国に返しますというものです。ただ、荒れていたり、条件が悪いところは国が基本的に受けてはくれません。渡すにあたっては、その後の数年分の管理費を納めないといけないものになっていますので、国に返すのに多額のお支払いをしないといけないという制度なので、積極的にお勧めはしていませんが、制度として

は出来ています。一度、法務局の方にご相談してくださいというご案内は何件かしています。

議長（会長） よろしいですか。他にご質問ありますか。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号3の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 ○○の土地は、今まで○○が管理していましたが、○○が亡くなり宙に浮いた状態になっていました。○○は○○にいて、○○で○○と知り合い、たまたま○○がこちらの方へ移住して来ていたので、この話がまとまったということのようです。○○は○○と○○人でこれからやっていくということですが、たくさん土地がありますが、本人はまだ若いですし、○○で融通が利くということです。農機具もありませんが、リースで借りて田んぼ、畑をやるということで計画が出ているようです。申請地は田畑でそんなに荒れた状態ではありませんが、ここ○○年ほどは作物を作っていないようですので、所有権を移転しても同様に、本人がやっていくということなので、問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 非常に無理があると感じます。せめてこの半分ぐらいの土地から始めたらいいだろうと思いますが、いきなりこれだけの面積をしかも経験もなく、農機具もなく、先輩もいなく、いきなり始めて出来るかというのは、ハードル高いと思いますが、いかがですか。

大塚委員 以前、○○はやっていなかったのですが、他の方をお願いしてやってもらっていたということです。その方を頼ってこれからやっていくという話は聞いています。

議長（会長） 事務局から補足をお願いします。

事務局 この申請地については、今まで利用権で借りていらっしゃる方がいました。その方と合意解約をしまして、譲り渡すということになりましたが、この譲り受ける方と、今まで利用権で借りていた方とお話をして、

その利用権で借りていた方が、今回、譲り受ける申請者の方に教えながらこの農地を耕作していこうというお話でまとまっていると聞いています。確かに広大な面積をいきなりこの方大丈夫かというお話はもっともだと思います。今まで耕作していた方が〇〇の〇〇という方ですが、その方が道具も持っているし、今までも耕作していたのでノウハウもあるという中で、教えていくということを伺っていますので、厳しいとは思いますが無理ではないということで、今回、こちらの案件が申請されているという状況です。

議長（会長）            今の説明でよろしいですか。

五十嵐委員            土地を借りて耕作していた人が自分を飛び越して、違う人が土地を買うから解約したたわけですよ。解約した人が買った人に快く助けるというところは、事務局でそれをOKとするというその心情的な部分が理解できません。

議長（会長）            事務局、心情的に対する答えをいいですか。

大塚委員            前向きに考えていただいて、やろうと言っているのも、そのまま荒らしてしまうよりはいいということと、地区内ですので今までどおり貸し借りがなくてもやっていく可能性はあるので、悪い方に考えずに前向きに、私もこれだけの広い土地なので大丈夫かと思いましたが、やるということだけでもいいのではないかと考えています。

議長（会長）            それでは私の方から1つだけ付け加えさせていただきますが、買入れた土地はすべて荒らさないで畑として活かすということです。よろしいですか。

事務局            今の大塚委員の説明に補足をしますが、これだけの面積はありますが、そのすべてを借り受けていた方が解約をしてお返しするという訳ではなくて、一部借りていたところをこの譲受人の方がいらっしゃったので、その部分についてはお返ししますということです。他の部分については、教えてくれる今まで借りていた方は、ご自身の農地がありますので、そちらで自分は自分の分をやるというようなところを聞いています。すべての農地を渡していざこざ、いがみ合いということではなくて、うまく同じ地区内でお話をつけていただいて、耕作していただけるという内容で申請は出てきていますので、それを信用していきたいと思っています。会長からも畑として活かす、きちんと耕作

をしていくようにということでお話をいただきましたので、その旨お伝えしていきたいと思えます。

議長（会長） 他にご質問ご意見よろしいですか。

榎原委員 ○○は○○で移住されるということですが、農業をやるということは新規就農者になるということですか。そうなれば、市としてフォローしていく制度もあるとは思いますが、その話はあるのですか。そこを伺えればと思えます。

事務局 榎原委員のご質問にお答えします。新規就農者の支援は、今のところ受けられないです。それは、補助事業として新規就農者を補助するには、どこかで研修を受けるというルールがあるので、そのルールに乗ってきた方については青年等就農計画と言われる、49才以下の方たちが計画を5年間立ててやっています。そういった形で、新規就農できる方はごく一握りです。それ以外の方は、地域で育てていただいて地域の中で、いわゆる農業者として少しずつ自立をしていけるかいかはその地域の皆さんで助け合っていただく他ないのですが、これから先、地域計画でこういった話し合いをしている中で、農業法人でもない多面、中山間でもない地域の中で仲間たちが集まって農地を守っていかなければいけないということが多分必ず生まれてくるのかと思えます。特にこの○○という地域については、担い手がないところではあります。担い手側も○○歳ぐらいになって、全然集積ができなくて真っ白みたいな状況ではあるので、こういった方たちが地域で手を取り合って、農地を守っていこうということで、事務局としてもとらえてはいます。残念ながら、新規就農者としてお金の支援はできませんが、これから先JAさんにつなげていくような支援は出来るかと思えますし、また、○○を違う方向から支援が出来ればと思っています、よろしくお願ひします。

議長（会長） 今の事務局の説明でよろしいですか。

榎原委員 貴重な後継者、候補だと思えますので、ぜひ大切に育てていただければ、同じ農業者としてはありがたいので、温かく見守るということが大事なのかなと思えました。

議長（会長） 今、榎原委員から大変ありがたい言葉をいただきましたので、よろしくお願ひします。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思えます。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手を願

います。

(全員挙手)

ありがとうございました。賛成多数と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして白石委員より説明をお願いします。

白石委員

資料は4ページになります。譲受人と譲渡人は、〇〇ということであり、〇〇が〇〇の方に譲り渡すということです。住んでいる場所が〇〇で、体を壊したりしていることも含め、この農地での耕作は難しいということです。現状、譲受人は畑等をやっていらっしやいまして、年齢は〇〇歳、〇〇は〇〇歳ということですが、〇〇が〇〇にいらっしやるのでお手伝いに来ているということです。そしてこの方の後継者の〇〇は〇〇に住んでいらっしやるということですが、ゆくゆくは帰ってきてそのあとを継ぐというお話です。農機具等は、それほど持っていらっしやいませんが、現状の中では、〇〇のお手伝い等をいただきながら、やっていらっしやいます。〇〇の方は、〇〇揃って昔から作業をやってらっしやるということです。機械等は、それを所有しながら耕作というのは、少し難しいかもしれませんが、それでも協力をいただきながらこれからも進めていくということです。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号4の案件につきましてご質問、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5に入りますが井出委員が欠席していますので、事務局で説明した内容をもって、質問に入りたいと思いますがよろしく申し上げます。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、本日は1件の案件が出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

4-1 〇〇番、資料は6ページ、7ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。倉庫、駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方で追認案件です。申請者は、相続により申請地を取得しましたが、

すでに事業用敷地となっており、事務所兼作業所として事業を行っている申請者が引き続き利用したいとのことで、顛末書を付しての申請となりました。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）            ありがとうございます。番号1の案件につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員                今回の地図を見ていただきたいと思います。事務局の説明ですべてですが、第1種農地ですが、周りがすべて住宅で一部自分のブドウ園があります。一部の住宅の前にあった農地のところに、亡くなった〇〇が農業用倉庫を建てたということです。この申請者の方は退職した時に、新たに自分の事業を立ち上げてその事業の雇用の事務所、倉庫として使いたいということでした。もともとは、農地のままその状態になっていたということであり、今回、改めて追認で申請をしているので、自分の農地だということもありますし、今までと全く同じような使用の仕方ということでもありますので、特に問題はないと考えます。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、追認案件ですがご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

山田委員                確認をさせていただきたいのですが、追認事案で顛末書を持ってという説明があったかと思いますが、ある一定期間は、違法転用状態が続いていたと思いますが、そういった違法状態という部分に関して、行政側としてのある種の罰則みたいな規定はないのでしょうか。顛末書1つですべてクリアになるのでしょうか。

議長（会長）            違法状態における罰則について、事務局お願いします。

事務局                 ただいまの山田委員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおり違反転用に関しては、基本的には、許可をしている県と合わせて、我々の方で判断をして処罰の対象になります。行政上ですと30万円と行政刑罰ですと3年以下の懲役または300万円以下の罰金というものが対象にはなってくる事案ですが、本来であれば、そうなる前に県の方に報告をして、県の方から是正勧告ということで直しなさいという命令が来て、すべて直していただくというのが原理原則です。ただ今回の事案のように、当初、〇〇の代から農業用倉庫で使っていて届け出1つで済

みますが、そこが転用したかしていないかがわからず、〇〇が事業用で使っていました。倉庫の中身はわからなかったけれども、よくよく調査をしていったら実は違反転用でしたというものが、今回の案件になっています。途中、〇〇でこれは農業用倉庫ではないということで、農地としての課税ではない課税をしていたところはあったのですが、すべてがすべて〇〇も把握し切れないうところがあります。我々とすれば、農業用倉庫で問題ないだろうという判断をしていましたし、先ほどの白石委員のお話にもありましたとおり、その倉庫の隣にはブドウ園があってSSも止めてあったというところだったので、すごくわかりづらい案件ではあったと認識はしているところです。今回、調査をして判明して、これであれば更地に戻すという勧告よりは、きちんと手続きすれば認められる土地であったので、転用をしていただいてお使いいただくということになっています。例えば、農地のど真ん中に、ある日建物が突然建ち始めて、申請しても許可にならないところで、何かが始まっているということに関しては、当然是正ということになりますし、是正しても従わない場合については、当然罰則になってきますが、我々も進んで是正罰則をして欲しいというわけではないので、そうならないようにきちんと指導していくという対応でご理解いただければと思います。

議長（会長） 山田委員、今の内容でよろしいですか。

山田委員 わかりました。

議長（会長） ありがとうございます。他にご質問ご意見ありませんか。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本日は9件の案件が出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 〇〇番、所有権移転です。資料は6ページ、8ページをご覧ください。場所は、〇〇の〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在単身赴任中で、〇〇の〇〇と同居をしていましたが、手狭になったため、申請地を譲り受けて住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたもので

す。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 〇〇番、所有権移転です。資料は9ページ、10ページをご覧ください。場所は、〇〇の〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在、譲受人が代表の法人で取得した近隣農地でワイン用ブドウの栽培を計画しており、営農に伴い移住を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 〇〇番他〇〇筆、使用貸借権の設定です。資料は11ページ、12ページをご覧ください。場所は、〇〇の〇〇にある農地です。通路、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、〇〇です。譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭になったため、〇〇の〇〇の所有である申請地を譲り受け、住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 〇〇番、所有権移転です。資料は13ページ、14ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇沿いにある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に、〇〇の方です。譲受人は現在隣接地に住んでいますが、入口が狭く、車両の転回スペースも不足していることから、住宅敷地とするもので譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 〇〇番、所有権移転です。資料は15ページ、16ページをご覧ください。場所は〇〇、〇〇の〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在〇〇に住んでおりますが、第2の人生のために移住を希望しており、住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 〇〇番、所有権移転です。資料は17ページ、18ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでおりますが、移住のため住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断

しました。

5-7 ○○番、所有権移転です。資料は19ページ、20ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。店舗敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在隣接地に住んでおりますが、自宅の前で○○を経営するため、○○を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-8 ○○番、所有権移転です。資料は21ページ、22ページをご覧ください。場所は、○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在借家に住んでおりますが、手狭なため住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-9 ○○番、所有権移転です。資料は23ページ、24ページ、25ページをご覧ください。場所は、○○信号の○○にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人は○○の○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は、現在隣接地で○○を営んでおりますが、手狭なため、コンテナを設置する、資材置き場とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済みです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件から白石委員より説明をお願いします。

白石委員

資料は6ページ、7ページ、8ページです。先ほどの4条の許可申請の1筆挟んだ隣の土地になります。そして譲受人は○○の○○の○○であり、先ほどお話のとおり単身赴任で○○にいます。現状はこの○○が、○○を除いて同居しています。お子さんが○○人いて、これからのことを考えて、手狭でもあるし、この近くに土地を見つけて住宅を建てたいということです。その中で、該当地が最良であろうということで、この土地の○○は○○の方ですが、お話の中で譲り受けることが可能になったということです。周りがすべて住宅地、そして片面が農地ということですが、こちらに住宅を建てるとすでに農振を除外しておりますし、もともと広い農地でありましたが分筆を行い、適正な大きさの宅地として建設するという事です。

議長（会長）            ありがとうございます。番号1の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。

白石委員                この案件についての質問ではなくて、農振除外の話してお聞きしたいと思いますが、農業委員会で検討されている3条、4条、5条の以前に農振除外というような前段階がありますが、その前段階の部分では農業委員会で検討はされないということですが、農業委員会のあり方としての3条、4条、5条についての検討と同じ程度にこの農振除外についても重要な部分であると思うので、農業委員会に議題として付されないというのはどういう理由によるのでしょうか。この農地ということを考えてみた場合には片手落ちのような感想を持ちます。その辺を教えてくださいたいと思います。

議長（会長）            事務局の方で説明をお願いします。

事務局                    白石委員のご質問にお答えさせていただきます。農振除外についてですが、農地法、農振法と言われ別の法律になっています。同じ農地に係る法律ではありますが、法律の立て付けとすれば別になっています。おっしゃるとおり農振除外の時に、ここが転用でいいのかどうかということを、農業委員会で諮らなくて大丈夫かという趣旨と思って回答をさせていただきますが、農振除外は、農業振興地域計画があり、その計画の中で守るべき農地、いわゆる農振青地と指定された農地があり、それを青地計画から除外することが適当かどうかという審議をしている審議会があります。計画に定められた地域から、計画から外すかどうかというところで、外せた場合については、今回のように除外された案件ということで、申請が上がってくるというような流れにはなっています。ご質問にあった農振除外をする時の審議について、農業委員会としての関わりはどうかというと、農振除外は、当然、守るべき農地という計画について審議しているところになりますので、審議会という会があり、その中に、当然、農地の関係者だけではなくて、色々な関係者が集まって除外が妥当かどうかという審議をしています。その中の審議会の委員として、農業委員会の会長と代理が入っていますので、農業委員会の中の意見が全くなく、進められていっているものではないので、ご了承いただければと思います。また、除外がされたけれども、その後、転用は誰がどういった計画でどうするのか、それが妥当かどうかということ、この4条、5条という中で審議をしていくのが農業委員会ということになります。除外されたから、必ずしも転用が絶対できるというも

のではありませんし、逆もしかりですが、転用ができる場所であっても除外が出来ない場所というものも当然あり得ます。それら両方が出来るかどうかを、農業委員会は両方関わった上で判断をしているようになります。

議長（会長） 白石委員、今の説明でよろしいですか。我々2人はその都度、現地確認を全部やっています。

五十嵐委員 農振除外を申請した時に、もともと農地のところを外すというのは、どういう判断でその農地から外すのですか。

議長（会長） 農地から外すという条件について、事務局お願いします。

五十嵐委員 農地から外して、そのあとずっと農地でやっているわけですよね。4条、5条の申請をする時に、農振除外済みの土地と書いてありますが、そういう土地が世間に除外されたものがたくさんあって、除外されているということは、もう農地としては使わなくてもいいという判断を誰かがしているわけですよね。何となく釈然としません。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 まず農振除外のエリアについてですが、守るべき農地として指定されたエリアに対して、その逆が、小野委員のお宅の周りにある都市計画区域という区域になります。ここは逆に、申請が出てくれば、原則転用は許可しなければならないという区域になっています。そのような区域もあれば、逆に農振として守らなければいけない農地は、農振青地というところですか。それぞれ両方が東御市の中には存在しています。都市計画区域の中では、逆に建てられるものの規制があり、住宅地のど真ん中に工場を建てたり、工場の中に建てられないもの、工場以外のものが建てられなかったりというところも存在するのが、都市計画区域というものになります。それぞれがあって都市計画区域が定められている地域は、農振地域と被らないようになっていきますので、東御市全体では、田中を中心に都市計画区域が定められているところは、農振区域にはなっていませんし、北御牧はじめ田中の周りを囲むように、農振の守るべき地域が指定されているものになります。その農振地域を除外する時に、どこでも何でも除外出来るかというところではなくて、農振除外は6つの要件があって、整わないと除外は出来ません。大まかに言うと、1つが他に代わるべき農地がないということ、あとは、地域計画に定められた

農地に支障がないということ、除外後も他の農地の集団性が保たれる、農地の集積に影響を及ぼす恐れがない、農地の保全、施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、土地改良事業、農業構造改善事業で事業に手をつけたところについては、8年が経過しないと除外が出来なくて、かなり除外にはハードルが高いところになっています。今回の申請が農振除外の案件になっていますが、見ていただくと近くに宅地があったり建物があつたりということで、農地の集団性に影響がない、いわゆる端ばかりが、申請に上がっているということがおわかりいただけると思います。そういったところでしか除外がし得ないので、このようなところになっています。

#### 五十嵐委員

最初から、集落に接続しているところは、農振地にしていなければ、農振除外をせずに済むわけですよ。農振除外済みということは、一旦は農振にかけているわけですよ。この地図だけ見ると確かに、村落に接続しているのが大半ですが、すべて農振にかけておいて、そのあと農振から外すということは、一貫性に非常に疑問を持ちます。

#### 事務局

農振自体が守るべき農地は、当然、農地として耕作されるべきであろうと指定されていますが、逆に集落の方が染み出してきているという場所になるので、それをすべて予測してその部分だけ取り除くことの方が、非効率的で難しい判断になってきます。その中で、基本的には農地というものは守られるべきで権利が強い、権利を移動する時にはこれだけの手間と人と動きがあつて始めて、権利が動くほど農地というものは守られているもので、簡単に農振の指定から外しておくことを、出来ればしておきたくないところがあるのが現状です。農振地域に指定はしていますが、逆に山化してしまつて、山の中になぜ農振が入っているのかという状況のところも実は多々あります。これは今回の住宅の染み出した逆パターンのもになります。エリアとすれば守るべき農地という指定はしていきますが、山になつたり住宅になるということが起こり得ているのは、時の流れによるものであり、ただ、農地を農地以外に人為的にする場合については、当然申請をしていただかないとならないので、手続きを踏んでいただいているという状況です。

#### 田中委員

先ほど五十嵐委員の意見と同様ですが、農振の除外をするにはそれぞれ理由があつて申請するわけですよ。申請の段階では、地元の農業委員は全く知らないわけです。審議委員会については、会長と副会長が出ているということですが、出た結果についてのフィードバックが、我々にもあつてもいいと思います。農振除外をする時にも地元の農業委

員に一言、こういう案件で、将来的に出る可能性があるというようなその程度のことを知っておけば、今回白石委員が言ったような意見は出ないと思いますし、理解できると思います。

事務局

はい。ありがとうございます。内部で確認し、検討したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長）

我々2人が出ているわけですが、確かに田中委員が言ったとおりです。今後どのように持っていったら一番いいか、終わった結果については審議中のものが今後出てきますという報告まで、この立場でこの場所でした方がいいような感じもします。話を詰めさせていただいて、次回の時には、何らかの形で、説明報告させてもらいますけどよろしいですか。

田中委員

それともう1点、農業開発公社を通しての場合もありますよね。これも最後、農業委員会で諮るわけですが、その売買の経過の時にも全くわからないです。そこも地元の農業委員に出来れば事前に情報が入ればいいと思います。

議長（会長）

田中委員のご意見につきまして、次回に対応するようにします。他にご質問よろしいですか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認め、決定といたします。番号2に入る前に休憩を5分します。

休憩

議長（会長）

再開します。それでは、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について2番から始めたいと思います。田中委員より説明をお願いします。

田中委員

資料につきましては9ページ、10ページをご覧くださいと思います。〇〇にあります〇〇の上の土地です。この土地は、〇〇まで石積みが山のように積んであり、赤判定農地でありました。所有者は〇〇で〇〇の方です。譲受人は〇〇、現在、〇〇にお住まいで、〇〇で旅行関係の〇〇をしまして、〇〇ぐらいの旅館の〇〇をしております。〇〇、〇〇で〇〇と農業法人を設立し、〇〇の土地ですが、〇〇の

〇〇に〇〇を通して〇〇を購入しています。〇〇より本格的にワイン用ブドウの栽培を開始するというので、周辺農地に居住地が必要となるので、東御市内〇〇ヶ所ぐらい建設場所を探していたわけですが、最終的にはこの土地になったということです。この土地は、下水については合併浄化槽の地域ですし、雨水につきましては地下浸透でやっていくということです。近隣農地の所有者へは、それぞれ事業の説明をしてあり、承諾を得ていますので特段問題ないと思いますが、ご審議の方よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは番号2の案件につきまして、ご質問ご意見等ある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして、山田委員より説明をお願いします。

山田委員

それでは、番号3の案件についてご説明させていただきます。基本的には事務局の説明のとおりではありますが、場所は、〇〇のほぼ中心を通る〇〇沿いになりますが、〇〇との境に近く〇〇からも若干奥に入っているというところなので、騒音的な問題もクリア出来ているような感じの場所でもあります。日当たりもよく見晴らしも非常に良い場所です。譲受人の〇〇は、譲渡人の〇〇の〇〇の〇〇、いわゆる〇〇間の賃借権設定になっています。住宅地の隣接地ということもありますし、やむを得ない状況だと思えます。特段、その他問題になるような部分も見当たらないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号3の案件につきまして、ご質問ご意見等ある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

場所は、資料は13ページ、14ページになります。〇〇入口の〇〇に接続した農地ですが、まず譲受人の方は〇〇という方です。譲渡人は

〇〇という方で〇〇にお住まいです。図面を見ていただくと〇〇が走っていき、そこから北傾斜になっていき、奥の住宅手前に駐車スペースがありますが、その駐車スペースが非常に坂で狭くて使いづらいということで、今回取得したいという旨、このような申請になりました。この〇〇は、昔はなかったものですから、農地の道路が出来た時、農地の半端みたいな土手ですが、特別問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長）                    ありがとうございます。それでは番号4の案件につきまして、ご質問ご意見等ある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）                    ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、続けて小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員                    続きまして番号5ですが、資料は15ページ、16ページです。〇〇にある〇〇という〇〇の近くの農地ですが、譲受人は〇〇で〇〇の方、譲渡人は〇〇です。図面を見ていただくと〇〇番の道を隔てて反対側が〇〇の〇〇になっています。〇〇番の分筆で〇〇沿いの方を移住のための住宅用地として譲り渡すということです。現状は牧草地になっていて、仲介は〇〇の〇〇です。

議長（会長）                    現状は、牧草地であり第1種農地ということです。それでは番号5の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）                    ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号6の案件につきましても、続けて小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員                    番号6の案件も移住案件ですが、〇〇の手前で地目は水田ですが、ここの土地は所有者の〇〇という方が、この区画は1年に1筆毎、〇〇の方から〇〇棟建てています。この〇〇番が〇〇棟目です。仲介は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇という方ですが、現在は〇〇で、それ以前は〇〇に住んでいらっしやったということです。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号7の案件につきましても、続けて小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員            番号7の案件ですが、〇〇沿いの農地になります。図面は19ページをご覧くださいますと、〇〇のご自宅も以前、5条申請で建てられたと思いますが、〇〇沿いに農地〇〇番があり、今回は〇〇用地で〇〇をやりたいということです。面積的には〇〇平方メートルの小さなものですが、1棟建てられ道路側が駐車スペースになり、周辺の土地所有者にも確認は取っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは番号7の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号8の案件につきまして、伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員            資料は21ページ、22ページです。〇〇の〇〇に〇〇がありますが、そこから上がっていたところです。譲渡人の〇〇は近くで〇〇の会社をやっています。譲受人の〇〇は〇〇の〇〇にお住まいで、〇〇が〇〇をしていて家を建てるということをお聞きしています。特に問題ないと思いますが、よろしく審議の方をお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。こそれでは番号8の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続

きまして、番号9の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員

場所につきましてはお手元の資料の23ページ、24ページ、25ページの図面をご覧いただきたいと思います。〇〇の信号から〇〇に下り、〇〇の場所へ〇〇のすぐ〇〇になる場所です。譲受人は、〇〇で〇〇をやっています〇〇です。譲渡人は〇〇の〇〇です。〇〇につきましては、現在、〇〇製品を工場敷地内のコンテナに置いています。〇〇の仕入先からの量が増え、置ききれなくなってきたという状況です。今回、工場敷地に隣接する東側に申請地を譲り受け、コンテナ置き場として転用したいというものです。コンテナの配置はお手元の資料の25ページですが、このようなコンテナを〇〇ヶ所配置するという計画になっています。雨水枡等の設置により、雨水処理も行うという計画になっています。見る限り特段、問題はないかと考えられますが、審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号9の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。

小宮山委員

私の担当した5条申請の件で、お聞きしたいことがあります。諸事情で家が建てられなくなったということがありますが、そのような案件に関して何か報告、その他手続きが必要でしょうか。それとも、そのままでもいいのでしょうか。

議長（会長）

許可申請後の建物が建てられないことについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

許可後の転用事業着手ですが、転用許可をした場合は速やかに着手することになっていますが、昨今の物価の高騰、建設会社の倒産、色々な事情で建てられない、着工が出来ないという事案があることは承知しています。そういった場合、基本的に所有権移転がされてしまえば、許可の取り消しは出来ないもので、許可を受けたとおりに進めてくださいという他ない状況です。それでも、もうご自身が着工出来ない事情になった場合は、計画変更をしてどなたかにお渡しするのか、または計画

変更をして家以外の何かにするのか、またはご自身で耕作するよう農地に戻していくということ以外は、所有権移転されていればそのような対応しかないと思います。

議長（会長） 小宮山委員、よろしいですか。

小宮山委員 はい。了解です。

議長（会長） それでは進めさせていただきます。第4号議案、農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画11月分について説明します。資料の5ページが通常の利用権設定です。10件、12筆、合計18,374平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。1件、2筆、合計4,349平方メートルです。資料の7ページが中間管理事業を使った利用権設定です。7件、8筆、合計17,501平方メートルです。全体の合計は18件、22筆、40,224平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、第4号議案につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。関係する担当の方はご確認をお願いします。ないようであれば、採決に入りたいと思います。第4号議案、農用地利用集積計画につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、第6回農業経営改善計画認定意見聴取に入ります。

事務局 第6回農業経営改善計画認定審査会の議案をご確認下さい。今回、1件の更新申請があります。

〇〇さん、〇〇さんです。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は単一経営、肉用牛となっていて目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、労働時間は、〇〇時間、目標は〇〇時間、一人当たり〇〇時間と〇〇時間です。主たる従事者は〇〇人です。生産について、繁殖和牛、肥育和牛を飼育しており目標に向けてそれぞれ頭数を増やしていく計画となっています。続いて、（2）農業、農畜産物の加工、販売、その他の関連附帯事業については、肉牛販売が現状〇〇円、目標〇〇円、堆肥販売が現状〇〇万円、目標〇〇円となります。（3）農用地及び農業生産施設については、農用地が現

状〇〇アールあり、目標に向けて借入を増やし〇〇アールにしていく予定です。農業生産施設については記載のとおりとなります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現在、定時定量、安心安全な肉牛生産をするため農場HACCP認証を取得しています。また、メタンガスの削減、従業員の所得目標の向上等を目指した取り組みにより、長野県のSDGs企業の認定を受けています。こちらは定期的な更新があるため、今後も継続して取り組んでいくとのことです。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、牛肉販売部門を法人化し、農場とリンクしたブランド化を目指していきます。また、農場HACCP認証を更新し、生産性の向上及び食の安全性の確保に努めていきます。また、家族経営協定を締結しているため、家族内の役割分担を明確化し、効率的な経営に努めていく予定です。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、臨時雇用者の正社員化等により、雇用を確保していきます。正社員確保に伴い、雇用者の働き方の柔軟化を目指していくとのことです。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、飼料高、相場安により厳しい経営環境となっている中で、牛肉のブランド化や牧草栽培による自給飼料の生産を行い持続可能な経営を目指していきます。続いて、経営の構成は記載のとおりです。雇用者は、常時雇用を〇〇人確保し、臨時雇用については、記載のとおりとなる計画です。続いて4ページの生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、現在の状況では取得計画はなしです。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは担当の檜原委員より補足説明をお願いします。

檜原委員

〇〇、〇〇はご存じの方も多いと思いますが、〇〇を経営されています。〇〇は、非常に高品質な肉用牛を生産されており、非常に人気のある〇〇になっているようです。先日、〇〇へ研修に行かれた方は覚えているかと思いますが、構成員の〇〇は〇〇で、その場で色々なお話を聞かせていただきました。④の家族内の役割分担を明確化というところは、家族で経営はしていますが、家族経営協定等を締結して企業的な経営をしているかと思います。③の生産方式の合理化というところは、HACCP認証、SDGsの認定が、非常に畜産としては先進的な取り組みをされているということで、これも続けていきたいというお話でした。また④のブランド化のところは、畜舎に直売のお店があり、またキッチンカーを導入し、色々なイベントでキッチンカーを出して、自分のところの牛肉を広くアピールしているという点は、非常に素晴らしい〇〇人かかと思います。金額的に収入を増やしたいということで、売り上げ目標も

